

NGO Standards for Safety and Security	NGO 安全基準 ¹
<p>[Permeable]</p> <p>The NGO Standards for Safety and Security (hereafter Standards) were adopted by the member NGOs of Japan NGO Initiative for Safety and Security (JaNISS). The Standards capture the most common denominators in the internationally accepted safety and security standards, where the signatory NGOs are expected to develop their own policies and mechanisms.</p> <p>The Standards intend to complement existing safety and security frameworks of signatory NGOs which should be specific and unique to each organization.</p> <p>Each NGO is ultimately responsible for determining how the seven Standards will be met within their own organization. How this is accomplished will be based on the mission, mandate, values and risk tolerance of each organization. Signatories are expected to self-certify compliance with the Standards at least every 4 years.</p> <p>The process of designing, implementing and reviewing the organization's standards should be realised through a participatory process involving, as necessary, not only the management but staff (including employees, volunteers, contractors, etc.) and local partners, reflecting the ever-changing safety and security conditions of each operation.</p>	<p>[前文]</p> <p>本 NGO 安全基準 (以下、「基準」) は NGO 安全管理イニシアティブ (JaNISS) 参加 NGO によって採択された。この「基準」は、国際的に受け入れられている安全基準の共通項を反映したものであり、署名 NGO は、それぞれがこの「基準」を踏まえ、自団体の方針や制度を構築することを前提としている。</p> <p>各団体の安全管理の体制は、それぞれ独自に定めるべきものであり、この「基準」は各団体の持つ既存の安全管理の体制を補完しようとするものである。</p> <p>以下の 7 つの基準をどのように団体内で具現化するかは、各 NGO が責任をもって決定すべき事項である。各団体はそれぞれの目的、使命、行動原則、リスクの許容度に基づいて、基準を実現して行く必要がある。署名団体は少なくとも 4 年毎に「基準」への適合性を自己診断をすることが望ましい。</p> <p>各団体の基準の設定、実施、見直しの作業は、経営管理者のみならず、必要に応じてスタッフ (職員、ボランティア、インターン、専門家を含む業務委託者等) や現地パートナー団体の参加の下で、事業実施上の安全管理状況は常に変化することを踏まえて、行うべきである。</p>
<p>Standard 1: Commitment to Safety and Security</p> <p>The management of signatory organizations commit to ensure the safety and security of its staff, volunteers, interns, contractors in line with their duty of care and accepted international standards for safety and security.</p>	<p>基準 1: 安全管理に対する経営管理者の責任</p> <p>署名団体の経営管理者は、管理者としての注意義務と、国際的に受け入れられている安全基準に基づいて、職員、ボランティア、インターン、専門家を含む業務委託者²の安全について責任をもって確保しなければならない。</p>
<p>Standard 2: Organizational Safety and Security Policies and Plans</p> <p>Signatories shall have an organization safety and security policies in accordance to the organization's mission, mandate, values and risk tolerance at headquarters' level, and security plans at both the headquarters and field levels based on a participatory security risk assessment and analysis.</p>	<p>基準 2: 団体としての安全管理方針と計画(安全管理の制度への組み込み)</p> <p>署名団体は、本部レベルにて、団体の目的、使命、行動原則、リスク許容度を反映した安全管理方針を持ち、また本部及び現地レベルにて、関係者が参加して行う安全上のリスク評価と分析に基づいた、安全計画を備えなければならない。</p>
<p>Standard 3: Resources</p> <p>Signatories shall make available the appropriate financial, human and other resources to mitigate the safety and security risks identified through the organization's security risk analysis.</p>	<p>基準 3: 経営資源の確保</p> <p>署名団体は、団体として確認した安全上のリスクを軽減するため、必要十分な予算、人材、その他の経営資源を確保しなければならない。</p>
<p>Standard 4: Human Resource Management</p> <p>Signatories shall have personnel guidelines and procedures that prepare employees to cope with safety and security issues at their post of assignment, support them during their service, and address post assignment issues.</p>	<p>基準 4: 人事管理</p> <p>署名団体は、職員が事前に任地の安全上の問題に対して備え、業務従事中は必要な支援を受けられ、さらに任務完了後に生じた問題にも対処できるよう、人事関連の諸規定と業務手順を整備しなければならない。</p>
<p>Standard 5: Accountability</p> <p>Signatories shall incorporate management systems that will ensure accountability for safety and security at both headquarters and field level and all personnel understand their respective roles and responsibilities.</p>	<p>基準 5: 責任の所在の明確化</p> <p>署名団体は、本部・活動地レベルを問わず、安全管理に関する責任の所在を明確化し、全ての関係者が各自の責務を理解しているように、管理体制を構築しなければならない。</p>
<p>Standard 6: Collaboration with other Actors</p> <p>Signatories shall actively participate in safety and security related forums at both headquarters and field levels and collaborate with other members of the humanitarian and development communities to advance their common safety and security interests.</p>	<p>基準 6: 他団体との協調</p> <p>署名団体は、共通の課題である安全管理を各団体が協調して行うために、本部・活動地レベルで安全に関する協議会などに主体的に参加し、人道支援及び開発援助関係の団体と協調して活動しなければならない。</p>
<p>Standard 7: Safety and Security of Local Partner Organizations</p> <p>Signatories shall incorporate local partner organizations into their safety and security management system, based on mutual respect and shared responsibility and endeavour to achieve the above six Standards.</p>	<p>基準 7: 現地パートナー団体の安全管理</p> <p>署名団体は、現地パートナー団体を十分に考慮したうえで、各自の安全管理体制を構築し、相互尊重と責任の分担によって、以上 6 つの基準を実現するように努力しなければならない。</p>

¹ 「安全」とは英語の「セーフティ (safety)」と「セキュリティ (security)」の二つの安全概念を含むものとする。「セーフティ」とは「事故、自然現象や病気などによる意図しない結果によって生じたリスクあるいは損害からの自由」と、「セキュリティ」とは「暴力やその他の意図的な行為によって生じたリスクや損害からの自由」と定義される。日本語では「セーフティ」を「平時の安全」、「セキュリティ」を「治安上の安全」、「保安」、「安全保障」や「危機管理」と訳することがあるが、この文章では「safety and security」をまとめて「安全」と訳する。

² 運転手や守衛などを想定。

NGO安全基準チェックリスト(案)

基本的に紛争地や自然災害で人道支援を行う団体のみ検討すべき項目

現地事務所・拠点を持つ団体のみ検討すべき項目

※ 各チェック項目に参照先が記載されている場合は、「『NGO安全基準』ガイドブック」の該当箇所を参照のこと。

※ 各チェック項目が該当しない場合、何らかの理由で実施できない場合等は、その理由等をコメント欄に記載すること。

各基準に関するチェック項目		コメント欄
基準1: 安全管理に対する経営管理者の責任		
1	組織の管理機関が職場の安全管理に関して、善管注意義務に基く組織の法的責任を明確に表明し、全職員にこれを伝達している。	<input type="checkbox"/>
2	組織の管理機関(理事会、総会等)が、職場の安全管理に関する法令や規則へのコンプライアンス確保のため、代表理事等に明確に管理責任を委任している。	<input type="checkbox"/>
3	広く認められた国際基準(赤十字及びNGOのための行動規範等)を取り入れている。また組織の目的と使命に合致している場合、それら基準の調印団体となっている。	<input type="checkbox"/>
4	全ての職員に、職場の安全管理に関する自らの法的権利と義務が認識されるよう周知している。	
基準2: 団体としての安全管理方針と計画		
2.1. 安全管理方針		
5	安全リスク、団体の安全リスクに対する姿勢、主要な安全原則、安全リスク管理に関わる責任者の役割、および被雇用者に対する団体の責任が、安全管理方針として明確に定められている。(ガイダンスノート1、2、3、4、5。また安全管理方針の概略の例に関しては資料2-Iを参照)	<input type="checkbox"/>
6	安全管理方針は団体の全体的な目的、使命、義務、および活動形態に沿っており、安全リスク分析に基づく、リスク管理目標とその論理的根拠が明確に述べられている。(ガイダンスノート2)	<input type="checkbox"/>
7	団体が被雇用者に期待する行動、および団体が被雇用者に負う責任。また、組織あるいは被雇用者が方針を遵守しなかった場合の是正・懲戒・救済の仕組みが定められている。(ガイダンスノート3)	<input type="checkbox"/>
8	以上5-8.のチェック項目を含めた安全管理方針が、何らかの形で書面化され、本部及び現地のすべての職員に周知されている。(安全管理方針に含むことを検討すべき項目は、「5.団体原則」及び「資料2-I.安全管理方針の事例」を参照)	
2.2. 本部における安全計画		
*現地事務所を置かない活動形態の団体の場合、以下の「現場」「活動地」の語は、団体の状況に応じて現地パートナー団体、現地協力者、現地出張チーム等に読み替えた上で検討を行う。		
9	本部と現場の関係、ならびにそれぞれが負うべき責任を明確にしている。また明確化された本部の責任に応じて、安全リスク評価、安全計画、および取るべき措置や手続きなどを定めている。(ガイダンスノート1、2、3、4、5参照。安全管理方針概略の例に関しては資料2-Iを参照)	<input type="checkbox"/>
10	本部における事業実施上の安全管理手続きと、本部と現場との間の安全管理手続きを定めている。(ガイダンスノート2)	<input type="checkbox"/>
11	状況・事件・事故報告に関する指針(様式と頻度を含め)を備えている。(ガイダンスノート3)	<input type="checkbox"/>
12	危機管理計画を備えている。(ガイダンスノート4。さらに、危機管理計画に含むことを検討すべき項目は、「2.2本部の安全管理計画」の「資料2-II.本部における安全管理計画の事例」を参照)。	<input type="checkbox"/>
13	以上9-12.のチェック項目について明確にした本部の安全計画が書面として作成され、本部ならびに現場のすべての関係スタッフに周知されている。	<input type="checkbox"/>
14	安全計画の定期的な見直し、および危機事例後の見直しが、全ての関連職員の参加のもとに行われている。	<input type="checkbox"/>
2.3. 活動地での安全計画		
*現地事務所を置かない活動形態の団体の場合、以下の「現場」「活動地」の語は、団体の状況に応じて現地パートナー団体、現地協力者、現地出張チーム等に読み替えた上で検討を行う。		
15	活動の対象地域に関する安全リスク評価を実施し、想定され得る安全上のリスクと脅威を明らかにしている。また明らかになった安全上のリスクに対し、安全管理方針に従いながら、リスク軽減策を考案している。(ガイダンスノート1と2)	<input type="checkbox"/>
16	安全に関連した通常の業務手順の概略を定めた、標準業務手順(SOPs)が整備されている。(標準業務手順に含むことを検討すべき項目はガイダンスノート5、6、7、8、9、10と11を参照)	<input type="checkbox"/>
17	本部との緊密な連絡により、危機管理チーム、職員の責任、および手続きを定めた危機管理計画を作成している。(ガイダンスノート12と13)	<input type="checkbox"/>
18	事件と状況情報の報告システムを、本部との緊密な連絡を含む報告様式と合わせて設定している。(ガイダンスノート3、14と15)	<input type="checkbox"/>
19	保養休暇も含めた職員のストレス管理の指針を明記している。(「基準4: 人材管理」も参照)	<input type="checkbox"/>
20	安全管理上重要事項の意思決定のため、現場、ならびに団体全体における連絡と報告のシステムを示した、組織図が整備されている。(ガイダンスノート12と13を参照)	<input type="checkbox"/>
21	以上15-20.のチェック項目を明確にした現地の安全計画が書面として作成され、本部ならびに現場のすべての関係スタッフに周知されている。	<input type="checkbox"/>
22	全関係者の参加による安全管理計画の定期的な見直し、および事件発生後の見直しが行われている。	<input type="checkbox"/>
基準3: 経営資源の確保		
23	予算策定において、安全管理に関わる適正な支出を賄うことを、明確に方針として定めている。予算構成にはスタッフ配置、研修、調査/モニタリング/評価、利害関係者との関係構築や他団体とのネットワーキングに関する費用、及び管理費/オーバーヘッドコストを含める。(ガイダンスノート2と3)	<input type="checkbox"/>
24	適切な安全管理のための資源が十分確保できない場合、当初の事業計画を見直し、スタッフが許容できない安全リスクと能力を超えた負担を負うことを避けるようにしている。(ガイダンスノート4)	<input type="checkbox"/>
25	適正な安全対策費用が資金提供者によって支援対象と認められない場合、NGOコミュニティの一員として、政策変更を促すためのアドボカシーに尽力あるいは協力する。	<input type="checkbox"/>

基準4: 人事管理		
26	全ての職務について明確な権限と責任を職務指示書(TOR)に定め、すべての職務に安全管理責任があることを示した人事規則を備えている。	<input type="checkbox"/>
27	国際スタッフと現地スタッフを含む全職員のストレス管理(安全かつ快適な職場環境と労働時間等)、安全管理に関する必要な研修の受講、十分な内容の保険、および福利厚生について定めている。	<input type="checkbox"/>
28	外的脅威、ストレス、病気などにさらされる可能性のある国際スタッフ特有の問題に特別な注意が払われている。	<input type="checkbox"/>
29	国際スタッフが出会うものとは異なる現地スタッフ特有の問題に特別な注意が払われている。また必要に応じて、安全管理方針および計画が現地の言語に翻訳されている。	<input type="checkbox"/>
基準5: 責任の所在の明確化		
30	組織規模に関わらず、本部および現地レベルにおいて各団体の安全管理方針と計画に基づき責任の所在を明確化した管理体制が構築されている。(ガイダンスノート1)	<input type="checkbox"/>
31	各職務の安全管理責任とそれぞれの意思決定権について職務指示書に明記されている。(ガイダンスノート1)	<input type="checkbox"/>
32	安全管理上の枠組みの整備・実施を主導するために、団体内で個人あるいは複数の職員を、安全管理担当者または安全管理ワーキング・グループに指定している。(ガイダンスノート1)	<input type="checkbox"/>
33	現地および本部のあらゆるレベルのスタッフに対して、団体の目的と価値感、安全管理における役割と責任について説明・ブリーフィングの機会を設けている。(ガイダンスノート2)	<input type="checkbox"/>
34	全職員と管理経営者の評価も含めた団体内の安全管理の見直しや演習を定期的に行っている。(ガイダンスノート3)	<input type="checkbox"/>
35	安全管理方針や手続に対する不履行や違反行為に対する対処手続きを定め、あらゆるレベルのスタッフに周知している。(ガイダンスノート3)	<input type="checkbox"/>
基準6: 他団体との協調		
36	団体内で、安全管理において人道支援および開発援助関係の団体間での協調の重要性が周知され、本部と活動地両方において、人道支援および開発援助のコミュニティの一員となっている。(ガイダンスノート1,2と4)	<input type="checkbox"/>
37	本部および活動地レベルでNGOや国連によって運営される安全管理を扱うフォーラム等に積極的に参加している。そのために担当者を定め、団体に安全管理担当者を置いている場合は、職務指示書に記載された職責として安全管理担当者が従事している。(ガイダンスノート3と4)	<input type="checkbox"/>
38	本部および活動地スタッフに、安全管理に関するフォーラムの協議内容や共同の取組みについて、適切に情報が共有されている。	<input type="checkbox"/>
基準7: 現地パートナー団体の安全管理		
*現地で団体ではなく、個人の協力者や業務委託、パートのスタッフ等を通じて活動する形態の団体の場合、以下の「パートナー団体」の語は、団体の状況に応じて現地協力者、現地スタッフ等に読み替えた上で検討を行う。		
39	現地パートナー団体と合同事業の実施において、現地パートナー団体と合同で当該事業地の安全リスク評価を行い、双方が合意する手法ややり方で安全対策を講じ、安全リスクを可能な限り軽減している。	<input type="checkbox"/>
40	通常的安全対策に加えて、緊急時の具体的責任と役割についても合意し、これを関係者間で共有している。	<input type="checkbox"/>
41	現地パートナー団体のスタッフについて、団体あるいは現地パートナー団体によって、安全管理上必要な研修、説明・ブリーフィング、機材、および資金が確保されている。(基準3経営資源の確保を参照)。	<input type="checkbox"/>

※本チェックリストにおける「スタッフ」とは、有給・無給を問わず活動に従事する関係者であり、例えば役職員、専門家・コンサルタント、出向者、インターンやボランティアも含む。

※本チェックリストにおける「職員」とは、団体と雇用関係にある被雇用者を指す。職員以外のスタッフに、同じ項目をどこまで適用すべきかは、各団体の状況と判断に委ねられる。